

横浜薬科大学後援会慶弔見舞金規程

平成22年10月31日施行

平成25年5月19日改定

第1条 この規程は、本会会員および学生に対する慶弔見舞金について定めたものである。

第2条 本会会員および学生の死亡に際しては、香典等を贈り、弔意を表す。

学生本人が死亡した場合 香典 30,000 円

会員（保護者）が死亡した場合 香典 10,000 円

第3条 本会会員が風災害、火災、その他非常災害により、その住居などに損害を受けた場合は、災害見舞金を贈る。

全壊・全焼の場合 100,000 円

半壊・半焼の場合 50,000 円

第4条 学生が傷病のため30日以上にわたり療養するときは、見舞金を贈る。

学生本人 10,000 円

第5条 その他、役員が必要と認めたときは、その都度協議の上、相応の慶弔金または見舞金を贈ることができる。

第6条 この規程は、本会会員および学生より、大学に、弔事・災害・傷病等の届けが報告されたときのみ、これを行う。